

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2022年2月1日現在

～2022年2月28日

2022年3月1日～

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 電話等サービスの種類等

(電話等サービスの種類)

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります。

種 類	内 容						
(略)	(略)						
契約者指定番号 発信サービス	<p>(略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4条の4の2(契約者指定番号発信サービスの種別)に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">契約者指定番号 発信サービスの 種別</td> <td style="width: 75%;">別に定める利用回線等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2種単独発信サービス</td> <td>携帯電話設備又はPHS設備 (当社が別に定めるものを除</td> </tr> </table>	契約者指定番号 発信サービスの 種別	別に定める利用回線等	(略)	(略)	第2種単独発信サービス	携帯電話設備又はPHS設備 (当社が別に定めるものを除
契約者指定番号 発信サービスの 種別	別に定める利用回線等						
(略)	(略)						
第2種単独発信サービス	携帯電話設備又はPHS設備 (当社が別に定めるものを除						

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 電話等サービスの種類等

(電話等サービスの種類)

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります。

種 類	内 容						
(略)	(略)						
契約者指定番号 発信サービス	<p>(略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4条の4の2(契約者指定番号発信サービスの種別)に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">契約者指定番号 発信サービスの 種別</td> <td style="width: 75%;">別に定める利用回線等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	契約者指定番号 発信サービスの 種別	別に定める利用回線等	(略)	(略)		
契約者指定番号 発信サービスの 種別	別に定める利用回線等						
(略)	(略)						

きます。)に係るもの
(注) 当社が別に定める携帯電話設備又はPHS設備は、次のとおりとします。
1 当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種契約(タイプ6-3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。)に係るもの
2 削除

第4条の3 ~第4条の4 (略)

(契約者指定番号発信サービスの種別)

第4条の4の2 契約者指定番号発信サービスには次の種別があります。

種 別	内 容
(略)	(略)
<u>第2種単独発信サービス</u>	<u>1の契約者指定番号発信サービス利用契約者識別符号につき、1の利用回線等を登録できるもの</u>

第4条の4の3 ~ 第4条の5 (略)

第3章~第4章 (略)

第5章 契約

第4条の3 ~第4条の4 (略)

(契約者指定番号発信サービスの種別)

第4条の4の2 契約者指定番号発信サービスには次の種別があります。

種 別	内 容
(略)	(略)

第4条の4の3 ~ 第4条の5 (略)

第3章~第4章 (略)

第5章 契約

第1節～第8節 (略)

第9節 契約者指定番号発信サービス利用契約

第14条の63 ～ 第14条の64 (略)

(契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾)

第14条の65

(略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種単独発信サービスに係るものに限ります。）の申込をした者が登録する電気通信番号（携帯電話設備又はPHS設備に係るものに限ります。）が、当社が別に定める契約に係るものであるとき。

(4) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種単独発信サービスに係るものに限ります。）の申込をした者が、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第2（通話に関する料金）1（適用）(21)（第2種単独発信サービスに係る短時間通話割引）に規定する割引を同時に利用しないとき。

(5)～(6) (略)

第1節～第8節 (略)

第9節 契約者指定番号発信サービス利用契約

第14条の63 ～ 第14条の64 (略)

(契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾)

第14条の65

(略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 削除

(4) 削除

(5)～(6) (略)

(注) 第2項第3号の当社が別に定める契約は、次のとおりとします。

(ア) 当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種契約（タイプ6-3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りま
す。）に係るもの

(イ) 削除

(契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更)

第14条の65の2

(略)

2 契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種単独発信サービスに係る者に限りま
す。）は、前項に規定する契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更

(契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号を登録するものに限りま
す。)を
請求するにあたっては現にその契約者指定番号発信サービス利用契約者の利用に係る電気通
信番号についてその登録を行うものとします。

3～5 (略)

第14条の65の3 ～ 第14条の65の4 (略)

(契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡)

第14条の66

(略)

2 (略)

3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) (略)

(契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更)

第14条の65の2

(略)

2 削除

3～5 (略)

第14条の65の3 ～ 第14条の65の4 (略)

(契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡)

第14条の66

(略)

2 (略)

3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) (略)

(2) 契約者指定番号発信サービス利用権（第2種単独発信サービスに係るものに限り、当社が、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種契約（タイプ6-3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限り、）を同時に利用しないとき。

(3) 契約者指定番号発信サービス利用権（第2種単独発信サービスに係るものに限り、）について譲渡の請求があったとき。

(4)~(5) (略)

(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第14条の67

(略)

2 前項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種単独発信サービスに係る者に限り、）から料金表第1表第2（通話に関する料金）1（適用）の(21)（第2種単独発信サービスに係る短時間通話割引）に規定する割引の廃止の申出があった場合、同時に契約者指定番号発信サービス利用契約について解除の申出があったものとみなして取り扱います。

3 (略)

(当社が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第14条の68

(略)

2 (略)

3 前2項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種単独発

(2) 削除

(3) 削除

(4)~(5) (略)

(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第14条の67

(略)

2 削除

3 (略)

(当社が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第14条の68

(略)

2 (略)

3 削除

信サービスに係るものに限ります。)が登録した電気通信番号(携帯電話設備又はPHS設備に係るものに限ります。)が当社が別に定める契約に係るものであることを当社が知ったときは、その契約者指定番号発信サービス利用契約を解除することがあります。

4～5 (略)

(注) 第3項の当社が別に定める契約は、次のとおりとします。

(ア) 当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種契約(タイプ6-3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。)に係るもの

(イ) 削除

第6章～第9章 (略)

第10章 通話

第1節～第2節 (略)

第3節 通話利用の制限等

(通話の切断)

第25条

(略)

2 (略)

3 当社は、契約者指定番号発信サービス(第2種単独発信サービスに限ります。)を利用して発信された通話について、1回の通話時間が通話の開始時点から起算して300分を超える場合、その通話をしている者に通知することなく、その通話を切断することがあります。

第26条～第27条 (略)

第4節～第5節 (略)

第11章～第15章 (略)

4～5 (略)

第6章～第9章 (略)

第10章 通話

第1節～第2節 (略)

第3節 通話利用の制限等

(通話の切断)

第25条

(略)

2 (略)

3 削除

第26条～第27条 (略)

第4節～第5節 (略)

第11章～第15章 (略)

別記 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(23) <u>第2種単独発信サービス</u> <u>を利用して行う通話に関する料金の適用</u>	<p><u>ア 契約者指定番号発信サービス (第2種単独発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。) を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金については次のとおり取り扱います。</u></p> <p><u>通話に関する料金の額は、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯にかかわらず30秒までごとに10円 (11円)とします。</u></p> <p><u>イ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については2-2-3-2 (契約者指定番号発信サービス (第2種グループ発信サービス及び第2種単独発信サービスに限ります。)) に係るもの) に規定する料金を適用します。</u></p>

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(23) <u>削除</u>	<u>削除</u>

(24) 第2種単
独発信サービス
に係る短時間通
話割引の適用

ア 当社は、この割引（以下「本割引」といいます。）の申
出（当社が承諾した場合に限ります。）があった契約者指定
番号発信サービス利用契約（第2種単独発信サービスに係る
ものに限ります。以下、この欄において同じとします。）に
ついて、契約者指定番号発信サービス利用契約者が次表に規
定する定額料を当社に支払うことを条件に、その申出があっ
た日を含む料金月以降、1の通話ごとに通話時間が10分を
経過するまでの間、(23)（第2種単独発信サービスを利用し
て行う通話に関する料金の適用）のアの規定を適用しませ
ん。この場合において、通話時間が10分を超える通話につい
ては、(23)（第2種単独発信サービスを利用して行う通話に
関する料金の適用）のアの規定について、「30秒までごとに」
を「10分を超える通話時間30秒までごとに」と読み替えて
適用します。

定額料（月額）

1,000円（1,100円）

(24) 削除

削除

イ 第21条の2（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、この割引の適用を受ける契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種単独発信サービスに係る者に限ります。以下、この欄において同じとします。）は、この割引の申出があった日を含む料金月から起算して、その契約者指定番号発信サービス利用契約についてこの割引の廃止があった日を含む料金月までの期間（この割引の申出があった日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1料金月とします。）について、定額料の支払いを要します。

ウ イに規定するほか、当社は、本欄に規定する定額料について、基本料金に準じて取り扱います。

エ 当社は、現に本割引の適用を受ける契約者指定番号発信サービス利用契約者について、当社が別に定める場合に該当する場合は、本割引を適用しないことがあります。

オ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話がエの場合に該当すると判断したときは、その電気通信番号への通話に関する料金について、本割引を適用しない場合があります。

（注1）エの当社が別に定める場合は、通話を行うことを目的とせずに通話時間10分以内の通話を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為

(それを知って加担する行為を含みます。)をその契約者指定番号発信サービス利用契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。

(注2)オの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、Webサイト(<https://www.ntt.com/personal/signup/mobile/one/voice/denwa.html>)への掲載その他の方法によりこれを周知します。

2 料金額

2-1 (略)

2-2 国際通話に係るもの

2-2-1 ~ 2-2-2 (略)

2-2-3 契約者指定番号発信サービスを利用して行う国際通話の料金額

2-2-3-1 (略)

2-2-3-2 契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービス及び第2種単独発信サービスに限ります。)に係るもの

(略)

料金表別表 (略)

第2表 ~ 第6表 (略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 国際通話に係るもの

2-2-1 ~ 2-2-2 (略)

2-2-3 契約者指定番号発信サービスを利用して行う国際通話の料金額

2-2-3-1 (略)

2-2-3-2 契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービスに限ります。)に係るもの

(略)

料金表別表 (略)

第2表 ~ 第6表 (略)

附 則 (令和4年1月21日 P S 事推第00871768号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。